

令和元年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス報告書
(国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

令和2年7月27日

1. はじめに

官庁営繕部(本省)では、従前から発注者綱紀保持に努めてきたが、高知県内における入札談合事案を契機にコンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会を設置し、コンプライアンス推進のための取組を行っている。これらの取組を確実に実行するため、年度当初に「令和元年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」(以下「令和元年度推進計画」という。)を策定している。

本報告書は、令和元年度推進計画に基づく取組の実施状況を評価し、取りまとめたものである。

2. 職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の向上に研修は非常に有効な手段であることから、研修活動に力を入れているところである。また、コンプライアンスに関する情報を素材として、職員に対し定期的に発信しているところである。

(1) コンプライアンス意識の向上に向けた研修等の徹底

【推進計画の記述】

① 研修等の実施

部内職員に対し、コンプライアンスに関する内容や事例等について定期的に周知するとともに、外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。

研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、新規採用職員及び部外からの転入職員(以下「新規採用職員等」という。)に対して重点的に実施するとともに、その他の職員に対しても必要に応じて適宜実施する。

研修の内容については、これを部内で広く共有する。

② 若手職員等への支援

新規採用職員等に対し、業務行動指針(解説版を含む。)及び本推進計画を配布し、その活用を促す。また、所属長又は上司職員は、新規採用職員等のほか若手職員に対し、適切な支援・助言等を行い、コンプライアンス意識の向上に取り組む。

○ 定期的な周知の取組として人事院の一般的な公務員倫理のチェックシート(実施率92.7%)及び官庁営繕部の発注・契約業務を担当する職員の専門的な知識を含むセルフスタディ・チェックシート(実施率73.9%)による自己チェックを実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。

○ 令和元年4月に官庁営繕部内の新規採用職員等を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として研修を行った。この研修では、新規採用職員にもわかりやすい資料を基に、コンプライアンスの基礎的

なことから官庁営繕部の取組、過去の事例の紹介等を行い、コンプライアンスの重要性について講義を行った。また、官庁営繕部の取組として、「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」に基づき、発注担当者の責務、発注プロセスや適正な業務のあり方等について講義を行った。特に令和元年度の研修ではSNSの取り扱いや、新規採用職員に身近な事例について取り上げる講義を行った（参加対象者 14 名）。

- 令和 2 年 2 月に現役の弁護士であり信州大学特任准教授でもある深水大輔氏を講師としてお招きし、官庁営繕部職員を対象に、「ゼロリスクからリスクマネジメントへ」をテーマとして研修を実施した（幹部職員を含む 47 名が参加）。この研修では、最近の不正・不祥事による重大事案を紹介しながらコンプライアンスやリスクマネジメント、不祥事対応から不祥事の予防などについて講義をしていただき、コンプライアンスへの理解を深めた。
- 人事異動の時期には、新規採用職員及び部外からの転入職員に対し、職員業務行動指針（解説版を含む。）及び令和元年度推進計画をメールで周知し、コンプライアンス意識の徹底を図った。

（2）発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

【推進計画の記述】

発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）及びセルフスタディ・チェックシートについては、年度当初等の適切な時機に周知・活用を図り、入札契約関係業務の自己点検を進めることにより、発注事務の的確な実施を確保する。

- 「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」の電子データを本省イントラネット官庁営繕部掲示板に掲載し、職員が適宜活用しやすい環境の整備を図った。また、人事異動の際は、新規採用職員及び転入職員に対して周知を行った。
- 令和元年 4 月に官庁営繕部内の新規採用職員等を対象に、発注者綱紀保持担当者である管理課営繕企画官を講師として研修を行った。この研修では、新規採用職員にもわかりやすい資料を基に、コンプライアンスの基礎的なことから官庁営繕部の取組、過去の事例の紹介等を行い、コンプライアンスの重要性について講義を行った。また、官庁営繕部の取組として、「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」に基づき、発注担当者の責務、発注プロセスや適正な業務のあり方等について講義を行った。特に令和元年度の研修ではSNSの取り扱いや、新規採用職員に身近な事例について取り上げる講義を行った（参加対象者 14 名）。【再掲】
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程第 5 条第 3 項の規定に基づき、情報管理の点検を実施した。

(3) 不当な働きかけに対する報告の徹底

【推進計画の記述】

職員が事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

- 令和元年度において、不当な働きかけに対する報告を受けた事案はなかった。

3. 入札契約業務等の確実な実施

【推進計画の記述】

特に、コンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

- 入札契約業務等については、コンプライアンスの取組に影響を及ぼすような制度の見直しはなく、引き続き、関係法令を遵守し、入札契約制度の趣旨（公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発展）に沿って確実に実施した。

4. 情報管理の徹底

(1) 情報セキュリティの徹底

【推進計画の記述】

国土交通省情報セキュリティポリシー、その他のセキュリティルールに基づき、標的型メール攻撃への対策、情報の作成時の機密性の格付け等情報セキュリティ対策を徹底する。

- 国土交通省情報セキュリティポリシー、その他セキュリティルールに基づき、情報セキュリティに係る体制が平時と比較して手薄となる長期休日期間におけるメールによる注意喚起や脆弱性情報の部内展開等、情報セキュリティ対策を図った。

(2) 入札・契約に関する情報管理の徹底

【推進計画の記述】

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報については、「マニュアル」に基づきその適切な取扱いを徹底する。

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程第5条第3項の規定に基づき、情報管理の点検を実施した。【再掲】
- 入札・契約手続運営委員会資料や入札調書等の機密情報に関する資料は、情報管理対象期間においてアクセス制限をかける等、マニュアルに基づき、機密情報の取扱いを徹底した。

- 「発注者綱紀保持マニュアル」及び「セルフスタディ・チェックシート」の電子データを本省イントラネット官庁営繕部掲示板に掲載し、職員が適宜活用しやすい環境の整備を図った。また、人事異動の際は、新規採用職員及び転入職員に対して周知を行った。【再掲】

(3) 行政文書の管理の徹底

【推進計画の記述】

公文書等の管理に関する法律等に基づき、入札・契約に関する文書、その他の行政文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

- 公文書等の管理に関する関係法令、ガイドラインに基づき、各課室に保存されている行政文書が適切に保存されているか、文書整理月間などの期間に点検を行い、適正に管理されていることを確認した。また、年度末及び4月期の人事異動を捉え、新年度においても滞ることなく事務作業が把握できるよう、整理された行政文書の引継ぎの取組を適切に推進した。
- 保存期間が満了した入札・契約に関する文書については、内閣府との廃棄協議が完了していることを確認の上、適切に処分（溶解処分）した。

5. 執務室への入室対応

【推進計画の記述】

機密保持等の観点から、国土交通省職員以外の者の執務室入室について、適切に対応するための措置を講じる。

- 部内共通デザインによる入室案内の掲示を部内に周知・依頼し、職員以外の者の執務室への入室について適切に対応するための措置を講じた。

6. 社会から更に信頼される組織づくり

コンプライアンスの基本要素の一つとして組織づくりは重要であり、官庁営繕部としても国民から更に信頼される組織となるための取組を進めているところである。

(1) 戦略的な広報の推進

【推進計画の記述】

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、国土交通省の戦略である『広報改革「伝える」から「伝わる」』に基づいて広報のあり方を検討し、戦略的な推進を図る。

- 大臣官房広報課職員を講師に招き、「広報の勘所」をテーマに広報戦略についての研修を令和2年2月に実施した（参加者計15名）。
- ホームページについては、官庁営繕部が注力している施策が目にとまりやすいようバナーを新規追加し、古いURLの削除を行い、トピックスは掲載件数を7件程度にし、画面表示を見やすくした。また、官庁営繕部におけるホームページ管理のルールを改定した。

<営繕工事積算>

公共工事の品質確保の促進に関する法律及び安全衛生法関係法令等を踏まえ、法定外の労災補償保険の加入の要件化等に対応するため「公共建築工事標準単価積算基準」と、基準類の国土交通省での運用をまとめた「公共建築工事積算基準等資料」の改定を行い、報道発表を行うとともにホームページに掲載した。また、変更契約の円滑化に資する入札時積算数量書活用方式の取組について、地方公共団体等に対し会議等の場を通じて情報提供するとともに意見交換を行った。

<木材利用の促進>

「中規模木造庁舎の試設計例」「平成30年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」について、報道発表を行うとともにホームページで公表した。また、公共建築月間の期間中、3号館において木材利用に関するパネルを展示したり、子ども霞が関見学デーの開催期間中、見学待機スペースに木材利用に関するパネルを展示することで、官庁施設における木材利用推進の取組について、積極的に広報展開するとともに、国、地方公共団体及び民間企業等の職員を対象とした各種の講演や出前講座、研修において紹介した（講演名等：国土交通大学校研修、全国建設研修センター研修、日本青年会議所木材部会）。

<防災機能を強化した官庁施設の紹介>

官庁施設の防災機能強化のPRとして、広報課主催の省内見学のメニューの一つである合同庁舎3号館免震層の見学を計10回実施した（参加者計156人）。

<雨水の利用の推進>

「雨水の利用の推進に関する基本方針」に基づき、平成30年度における目標の達成状況について、報道発表を行うとともにホームページに掲載した。

(2) 技術力・専門力の獲得・継承

【推進計画の記述】

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また、職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、現場見学会の実施、OJT、研修等の改善を引き続き推進する。

- 適正な業務遂行の基盤である技術力について、組織として獲得・継承していくため、以下の取組を行った。

<資格取得・グッドプラクティスの顕彰>

部録"営繕でグッドプラクティス・分野別の技術力に関する連載を配信・共有するとともに、資格取得・グッドプラクティス合同顕彰会を令和元年11月に開催した。

<職員に対する継承>

- ・ 全国建設研修センターの積算研修等において、担当職員が講師となることで、自己の説明能力や積算に関する技術力研鑽につながるようにした。
- ・ 技術や経験の継承を目的として、ベテラン職員と若手職員が参加する座談会（経験知アーカイブ）を令和元年 11 月に開催し、得られたアドバイスをとりまとめ、関係職員への情報共有を行った。（参加者計 27 名）
- ・ 官庁営繕部職員が、木造に関する実務的・専門的な内容、先進的な取り組み事例等について学習、情報交換、意見交換等する場として、「木材塾」を「建築塾」と合同で令和 2 年 2 月に実施した（参加者計 30 名）

(3) PDCA サイクルを通じた業務の改善の検討

【推進計画の記述】

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS 調査の実施等を行う。

- 国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、以下の取組を実施した。

<営繕技術検討会の開催>

令和 2 年 1 月に開催した営繕技術検討会において、各地方整備局等から推薦された事業の成果及び当該事業における営繕の取組に関し、外部有識者（大学教授）3 名を招き、「事業実施プロセスにおける営繕職員の取組について（各事業ごとの取組をサブテーマとして設定）」について意見交換を行い、結果を報告書として取りまとめ、今後の営繕事業の参考とするよう各地方整備局等に情報共有を行った。

<CS 調査の実施等>

実施した CS 調査の結果については、取りまとめのうえ各地方整備局等に情報共有を行うとともに、営繕技術検討会や事業評価においても活用した。また、施設利用者の意向をより正確に把握し、施設整備に反映するため、次年度の顧客満足度調査（CS 調査）に向けて、有識者との設問の調整を行った。

<環境対策の取組>

官庁営繕環境行動計画に定める環境対策項目に基づき、官庁営繕部における環境対策の取組について推進した。環境対策項目の設定にあたっては、前年度の環境対策項目の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、重点的に取り組む具体的な内容について設定した。

(4) 公共建築分野における支援

【推進計画の記述】

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（平成 29 年 1 月 20 日 社会資本整備審議会答申）を踏まえ、公共建築工場の発注者に対して、その役割の理解の促進を図るとともに、適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進を図る。また、公共建築相談窓口の利用を促進するなど、個別の公共建築工場の適切な発注と実施に資するための環境を整備する。

- 公共建築に係るこれまで培った官庁営繕部の知見を活用することにより、公共建築分野の発注者等を支援するため、以下の取組を行った。

<公共建築相談窓口>

公共建築相談窓口での相談対応を継続中（令和元年度において、全国で延べ 2,442 件の相談に対応。）。

<発注者支援業務事例集>

市町村を含めた公共建築工場の発注者が、発注者支援業務や事前調査を発注する際の参考となるよう、発注者支援業務等の発注事例を収集して内容別に類型化し、業務委託仕様書のうち業務内容の部分を中心に、「発注者支援業務等業務委託様式事例集」として令和元年 6 月に取りまとめ公表した。

<働き方改革・生産性向上に資する新たな取組等>

建設業の働き方改革・生産性向上を一層推進するため、営繕工事における働き方改革の取組や公共工場の品質確保の促進に関する法律等の改正概要について、会議の場等を通じ地方公共団体等へ周知した。

<保全指導>

国の機関の施設保全責任者等が参加する「官庁施設保全連絡会議」を全国 46 箇所で開催し、1,348 機関（うち地方公共団体の割合は 16%（219 機関））、延べ 1,772 人が参加した。

<研修・出前講座による人材育成>

国、地方公共団体及び民間企業等の公共建築分野の関係者等を対象とした各種の講演や出前講座、研修において、研修講師を務め、環境対策等の理解促進を図った。（講演名等：国土交通大学校「建築工事監理マネジメント」、「初級課程営繕科」、「建築設備計画（機械）」、「公共建築行政」、「木材利用推進研修」、全国建設研修センターの「建築物の環境・省エネルギー」、「建築設計」、「建築施工マネジメント」）。

7. 風通しの良い組織づくり

【推進計画の記述】

日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、取りまとめた上で、部内で共有し、業務改善に活用する。

- 令和2年1月に官庁営繕部職員を対象としたコンプライアンスに関するアンケートを実施した。アンケート結果については、部内で共有するとともに、コンプライアンスの取組の改善が必要と思われる項目や課題について整理し、適切にコンプライアンス計画を推進した。

8. 取組に関する全体的な評価

令和元年度推進計画では、外部講師による研修や部内研修、「定期的な周知」に関する取組を実施し、更なるコンプライアンスの意識の向上を図ることとした。これらの取組については、一定の成果が出ていると認識しており、令和元年度以降も継続して実施することとする。

その他の取組については、令和元年度推進計画に基づき、着実に実施されたと評価できる。

引き続き、コンプライアンス推進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、令和元年度に実施したアンケート結果を踏まえ、職員のコンプライアンスの意識の向上や風通しの良い組織づくりに向けて、取組の継続と充実を図るほか、新たな課題にも対応し、取組みをしつつ、今後とも職員一人一人がコンプライアンスに関して真摯に取り組むことができる環境を整備していくことが大切である。